

駐留軍関係離職者等臨時措置法の 改正について（報告）

駐留軍関係離職者等臨時措置法の改正について（報告）

駐留軍関係離職者等臨時措置法の改正について労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において審議した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

平成29年12月 7日

雇用対策基本問題部会
部会長 鎌田 耕一

職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿

記

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を5年間延長することが必要であると認める。

参考資料（第 79 回職業安定分科会雇用対策基本問題部会資料）

—駐留軍関係離職者等臨時措置法関係—

駐留軍関係離職者等臨時措置法の概要

1. 目的

駐留軍等労働者は、その使用者が在日米軍であるため、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等に伴い多数の労働者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、特別の措置を講じ、その生活の安定に資すること。

2. 経緯

昭和33年に5年間の時限立法（議員提出）として成立し、以後、昭和38年、昭和43年、昭和48年、昭和53年、昭和58年、昭和63年、平成5年、平成10年、平成15年、平成20年、平成25年にそれぞれ5年、有効期限の延長を行っている。

3. 施策の概要

- ① 就職指導票の交付及び就職指導の実施
- ② 職業転換給付金の支給
- ③ 職業訓練の実施
- ④ 特別給付金の支給

4. 法の有効期限

平成30年5月16日失効

駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく対策

在日米軍の撤退・縮小等
(厚木飛行場から岩国飛行場
への空母艦載機の移駐、在沖
海兵隊のグアム移転、嘉手納
飛行場以南の施設の返還等)

駐留軍関係離職者の
発生

防衛省の支援

- ・ 離職前職業訓練
(第10条第3項)
- ・ 特別給付金の支給
(第15条)

<駐留軍関係離職者に対する支援>

第10条の2

駐留軍関係離職者の認定

認定された駐留軍関係離職者
に対し、駐留軍関係離職者就
職指導票を交付

第10条

公共職業訓練等の
実 施

第10条の2、第10条の4

公共職業安定所による
就職指導、職業紹介の実施

第10条の3

職業転換給付金の支給

求職者に対して支給

- 就職促進手当
(求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金)
- 訓練手当
(訓練受講期間に支給される給付金)
- 求職活動支援費
(広範囲の地域にわたる求職活動等に要する費用に充てるための給付金)
- 移転費
(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)
- 就業支度金
(公共職業安定所の紹介による就職の促進又は事業開始に要する費用に充てるための給付金)

<事業主に対する支援>

事業主に対して支給

- 職場適応訓練費
(作業環境への適応を促進するための給付金)
- 特定求職者雇用開発助成金
(就職困難者の雇い入れを促進するための給付金)

開業

再就職

駐留軍等労働者の労務管理

1 駐留軍等労働者の労務提供に関する日米間の取決め

合衆国軍隊及び米国歳出外資金による諸機関（施設内に設置されている食堂、売店等）の我が国における労務の需要は、「日本国の当局の援助を得て充足される」（地位協定第12条第4項）ことになっている。

これを受けて、日本政府は駐留軍等労働者を雇用し、その労務を在日米軍に提供するいわゆる「間接雇用方式」を採用。

この方式による労務提供を実施するため、防衛省と在日米軍との間で、労働条件等を定めた三つの労務提供契約を締結。

駐留軍等労働者数： 25, 872人（平成29年9月末日現在）

①基本労務契約： 20, 343人（各軍の司令部や部隊等の事務員、技術要員、運転手、警備員等）

②船員契約： 15人（非戦闘用船舶に乗り組む船員）

③諸機関労務協約： 5, 514人（施設内の食堂、売店等の諸機関のホールスタッフ、販売員等）

2 駐留軍等労働者の身分

駐留軍等労働者は、私法上の雇用契約により国に雇用される者であるが、国の事務・事業に従事するものではないことから、国家公務員ではないとされている。

3 駐留軍等労働者への労働法令の適用

駐留軍等労働者との雇用関係については、原則として、労働基準法、労働組合法及び労働関係調整法をはじめとする我が国の労働関係法令が適用される。

4 駐留軍等労働者の勤務条件

（1）駐留軍等労働者の給与は、概ね国家公務員のそれに準じて定めている。

（2）駐留軍等労働者には、我が国の法令による健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の社会保険制度が適用されている。

駐留軍等労働者の在職及び離職状況

(単位：人)

年 度 区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 労働者数	25,373	25,273	25,200	25,319	25,507
2 離職者数	129	101	122	68	0

注：1 労働者数は、3月末日現在である。

2 離職者数は、アメリカ合衆国軍隊の撤退等に伴い、離職を余儀なくされた者の数である。

駐留軍関係離職者の再就職等状況

年度	新規求職 申込件数	再就職等数				再就職のうち 安定所紹介	年度末現在 措置対象者数
		計	自営	官公庁等	民間		
平成19	64	2	0	0	2	1	155
20	85	3	1	0	2	0	175
21	68	2	0	0	2	1	174
22	88	7	1	0	6	1	190
23	103	11	0	0	11	1	209
24	110	3	0	0	3	1	247
25	118	1	0	0	1	0	272
26	105	5	0	0	5	1	267
27	100	4	0	0	4	1	252
28	0	5	0	2	3	2	150

職業転換給付金の支給実績(駐留軍法関係)

単位：千円

※括弧内は延べ人数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
就職促進手当	335,286 (2,122人)	363,494 (2,309人)	338,956 (2,163人)	339,440 (2,135人)
訓練手当	0	0	0	0
求職活動支援費	0	0	0	0
移転費	0	0	0	0
就業支度金	0	582 (2人)	0	0
職場適応訓練費	0	0	0	0
特定求職者雇用 開発助成金	0	0	0	0
計	335,286	364,076	338,956	339,440

駐留軍関係離職者等対策（防衛省関係）

1 特別給付金の支給（法第15条）

駐留軍関係労働者が在日米軍の撤退等により、離職を余儀なくされた場合や、業務上死亡した場合に、離職後の労働者又は遺族の生活の安定を図ることを目的として、給付金を支給（10万7千円～179万3千円）

2 離職前職業訓練の実施（法第10条第3項）

駐留軍関係労働者が在日米軍の撤退等により、離職を余儀なくされた場合、速やかに他の職業に就くことができるよう、離職前に職業訓練を実施（フォークリフト運転、大型特殊自動車運転、パソコン操作等）

今後の駐留軍関係離職者等臨時措置法について

次の理由により、今後とも引き続き同法に基づく特別の措置を講ずる必要があるので、同法を改正し、その有効期限をさらに5年間延長することとしてはどうか。

- 1 駐留軍等労働者の雇用は、近年比較的安定しているが、その使用者が在日米軍であり、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等の可能性があることから、その雇用は本来的には不安定なものである。
- 2 平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」で示された在日米軍再編の実施に伴い、今後、沖縄8施設及び本土1施設において勤務する駐留軍等労働者の雇用に影響が生じることが見込まれる。
また、平成24年4月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことが決定され、平成25年10月の「2+2」では、海兵隊の沖縄からグアムへの移転を2020年代前半に開始することが公表されたところである。
- 3 駐留軍等労働者の職種は極めて細分化されていることから、離職を余儀なくされた場合には、他の職種への転換が困難等の理由により、再就職が困難となるおそれがある。

【仮訳】

再編実施のための日米のロードマップ（抄）

２００６年５月１日

ライス国務長官・ラムズフェルド国防長官
麻生外務大臣・額賀防衛庁長官

実施に関する主な詳細

１．沖縄における再編

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- 約８０００名の第３海兵機動展開部隊の要員と、その家族約９０００名は、部隊の一体性を維持するような形で２０１４年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第３海兵機動展開部隊の指揮部隊、第３海兵師団司令部、第３海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第１海兵航空団司令部及び第１２海兵連隊司令部を含む。
- 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第３海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
- 双方は、２００７年３月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の６つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
 - 陸軍貯油施設第１桑江タンク・ファーム：全面返還。
- 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。

４．厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第５空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、（１）必要な施設が完成し、（２）訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、２０１４年までに完了する。

（了）

日米安全保障協議委員会（「２＋２」）共同発表でのポイント

【平成23年6月】

- 在沖海兵隊の要員約8,000名及びその家族約9,000名を沖縄からグアムに移転するとのコミットメントを再確認した。
- 普天間飛行場の代替の施設及び海兵隊の移転の完了が従前の目標時期とされていた2014年には達成されないことに留意し、これらの計画を2014年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認した。
- 嘉手納飛行場以南の施設及び区域の返還は、ロードマップに記されたように着実に実施されることを再確認した。

【平成24年4月】

- 海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定した。
- 約9,000名の米海兵隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転されることを確認した。
- 嘉手納飛行場以南の土地の返還について、手続き後の速やかな返還が可能な区域、県内移設後に返還が可能な区域及び海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域をそれぞれ確認した。
- 沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で2012年末までに作成する。

【平成25年10月】

- 沖縄からグアムへの移転は、2020年代の前半に開始することを公表。
- 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機部隊の移駐が2017年頃まで完了することを認識。

【平成27年4月】

- 在沖縄海兵隊のグアム移転や嘉手納以南の土地の返還についても着実に進めていくことで一致。
- 沖縄の負担軽減について、普天間飛行場の5年以内の運用停止に関するものを含め日本政府の方針は不変である旨を説明。米側からも負担軽減に対するコミットメントが示された。

参考－３

再編実施のための日米のロードマップ（平成１８年５月）の
土地の返還等の対象施設に勤務している駐留軍等労働者数

施 設 名	再編ロードマップ	駐留軍等労働者数 H29.9月末日現在
キ ャ ン プ ・ コ ー ト ニ ー	グアム移転	人 321
キ ャ ン プ ・ ハ ン セ ン	グアム移転	624
普 天 間 飛 行 場	グアム移転・全面返還（約481ha）	218
キ ャ ン プ 瑞 慶 覧	グアム移転・部分返還（約643haの一部）	2,453
牧 港 補 給 地 区	グアム移転・全面返還（約274ha）	1,012
キ ャ ン プ 桑 江	全面返還（約68ha）	38
那 覇 港 湾 施 設	全面返還（約56ha）	88
陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム	全面返還（約16ha）	0
沖 縄 ８ 施 設 計		4,754
厚 木 海 軍 飛 行 場	艦載機部隊の岩国への移駐	972
合 計 ９ 施 設		5,726

駐留軍等労働者の職務内容別職種数
(平成29年10月1日現在)

参考－4

契・協約 職務内容	基本労務契約関係	諸機関労務協約関係	計
事務・技術関係	457	345	802
技能・労務関係	353	140	493
警備・消防関係	34	—	34
医療関係	20	1	21
看護関係	2	—	2
計	866	486	1,352

都 県 別 駐 留 軍 等 労 働 者 数

参考－5

平成29年9月末日現在

都 県 名	基本労務契約関係 船員契約関係	諸機関労務協約関係	計
青 森 県	1,131	268	1,399
埼 玉 県	5	—	5
東 京 都	1,743	904	2,647
神 奈 川 県	7,810	1,306	9,116
静 岡 県	109	41	150
京 都 府	7	—	7
広 島 県	368 (6)	8	376 (6)
山 口 県	1,190	268	1,458
長 崎 県	1,436	282	1,718
沖 縄 県	6,559 (9)	2,437	8,996 (9)
合 計	20,358 (15)	5,514	25,872 (15)

注 : () は、船員で内数である。